平成２２年（フ）第１２８８号
京都府城陽市水主北ノ口14番地　府営住宅水主団地３棟205号
債務者　椹木　友子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
島根県安来市黒井田町200番地107
債務者　古志野　清
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３５号
広島県呉市溝路町４番６号
債務者　彩久らこと　久保　明美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１３６号
広島県呉市焼山泉ヶ丘１丁目12番３号
債務者　田中　一美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１３９号
広島県呉市栃原町188番地の２
債務者　田原　秀樹
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１４０号
広島県呉市焼山東１丁目12番３―101号
債務者　東　　清美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２９９号
沖縄県南城市佐敷字津波古1232番地１　城間アパート301号
債務者　仲村　　功
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１２４号
福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町57番地１
債務者　貴田和家栄
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第８３号
長野県諏訪郡下諏訪町社108番地１
債務者　西澤　澄香
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１７８号
徳島市佐古三番町16番８号
債務者　大住　千惠
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４号
高知県高岡郡佐川町本郷耕1042番地６
債務者　西森　良一
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第５７号
高知県高岡郡四万十町米奥488番地
債務者　中尾　豊子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第３６４号
大分市高城南町９番33号第３清弥ビル202
債務者　黒田　利江
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２８６号
神戸市長田区苅藻通６丁目５番７号
債務者　八木　　恒
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９６号
神戸市中央区中島通３丁目３番13号岡本文化
債務者　射場　崇夫
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６３号
神戸市中央区下山手通７丁目11番16―104号
債務者　インテリア　マルこと　丸草　亮介
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６７号
神戸市垂水区上高丸３丁目18番24―203号
債務者　村山ルリ子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９２号
神戸市灘区岩屋北町３丁目４番12号セントラツハイツ灘パート２・103号
債務者　原田　兼三
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部